

## 特定公共賃貸住宅入居者募集

### ■募集住宅

久保田住宅(642号、743号)

※市営久保田住宅内に特定公共賃貸住宅が2戸あります

■所在地 武雄市山内町大字宮野2  
5820番地1

■募集戸数 2戸

■構造・階数 中層耐火4階建・4階(エレベーター有)

■間取り 3DK

■専用面積 68.3㎡

■家賃 55,800円

■応募資格

①市内に住所または勤務地があり市税等を滞納していないこと

②現に同居、または同居しようとする親族がいること

③現に住宅に困っていること

④世帯の合計所得が月20万円、60万円以下の世帯

⑤公営住宅に入居したことがある方

⑥公営住宅に入居したことがない方については家賃を滞納していないこと



担当:古川

まちづくり部建設課 ☎(23)9330  
山内支所まちづくり課 ☎(45)2909  
北方支所まちづくり課 ☎(36)6023

(市営住宅)は、世帯の合計所得が月20万円未満に対し、特定公共賃貸住宅は、世帯の合計所得が月20万円以上60万1千円以下の方が対象となります。

### ■募集期間

10月8日(水)～21日(火)

■申込方法 入居申込書に必要書類を添えてお申込みください。

【必要書類】住民票謄本、所得証明書(源泉徴収票)、納税証明書

## 「住宅瑕疵担保履行法」をご存知ですか

新築住宅を建設、購入を予定される皆様へ

住宅瑕疵担保履行法の施行に伴い、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅を建設、販売する建設業者及び宅地建物取引業者に対して瑕疵担保保険の加入、又は保証金の供託が義務化されます。

新築住宅を建設又は購入される場合は、ご契約前に建設業者、又は宅建業者に当該住宅の保険加入等(予定)について確認されることをお勧めします。

☎ 県建築住宅課地域・住まいづくり担当

☎ 0952(25)7165



佐賀県HP (<http://www.pref.saga.lg.jp>)

## 一定の土地の売買は届け出が必要です

一定の面積以上の土地について、売買等の取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に買主が土地の利用目的および取引価格等を届けなければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかなどを審査し、場合によっては利用目的の変更を勧告することがあります。届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると罰則が科せられることがあります。

区分	届出面積
都市計画区域 武雄町、朝日町、橘町、東川登町、西川登町大字小田志	5,000㎡以上
都市計画区域以外	10,000㎡以上

## ～10月は土地月間です～

■届出義務者 買主

■届出時期 契約締結後2週間以内

■届出先 企画部 企画課

■罰則 6月以下の懲役または100万円以下の罰金



担当:吉野

☎ 企画課 (23)9325